

大分県登録喀痰吸引等事業者申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、
「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)
及び「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(喀痰吸引等(特定行為)業務の登録申請及び登録)

第2条 法第48条の3第1項及び省令第26条の2第1項(登録特定行為事業者においては社会福祉法及び介護福祉士法附則第27条第1項)の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(第1号様式の2)
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第1号様式の3)
- 三 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(第1号様式の4)
- 四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(第2号様式)により登録し、別添様式1により登録者に通知する。

(喀痰吸引等(特定行為)業務の追加登録の申請)

第3条 法第48条の5の登録を受けた者(以下、「登録喀痰吸引等事業者」という。法附則第27条で準用する場合においては「登録特定行為事業者」という。)が喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者においては特定行為業務)について、実施する行為を追加しようとする場合は、あらかじめ「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)追加登録申請書」(第3号様式)に第2条第1項第一号及び第三号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の喀痰吸引等(特定行為)業務の追加登録について準用する。

(事業者の変更等の届出)

第4条 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者は、次の設置者に係る事項について変更しようとするときは、法第48条の6第1項の規定に基づき、あらかじめ「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 申請者が法人にあっては、法人の寄附行為又は定款

2 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者は、次の登録に係る事項について変更があったときは、法第48条の6第1項の規定に基づき、遅滞なく「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。

- 一 業務方法書
- 二 喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿
- 三 喀痰吸引等の実施に係る備品一覧
- 四 実地研修責任者の氏名（登録喀痰吸引等事業者のみ）

3 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（第3号様式の3）を知事に提出しなければならない。

なお、登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、介護福祉士の氏名、生年月日、住所、交付年月日及び修了した喀痰吸引等の行為を記載した帳簿（以下、「実地研修修了者管理簿」という。）を添付しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

(実地研修修了証の交付等)

第5条 登録喀痰吸引等事業者は、省令第26条の3第2項第二号に基づき実施する実地研修の修了者に対し、実地研修修了証を交付するものとする。

- 2 登録喀痰吸引等事業者は、修了証の交付状況について、実地研修修了者管理簿の写しを提出することにより、定期的に知事に報告しなければならない。
- 3 実地研修修了者管理簿は永年保存とし、実地研修修了証の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(事業者の登録の取消し等)

第6条 第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

- 一 法第48条の4各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

- 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
 - 三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき
- 2 前項の命令について、知事は、別添様式2により事業者に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第7条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第一号、第二号研修対象)」(第4号様式)に、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第三号研修対象)」(第4号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
 - 二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第4号様式の3)
 - 三 喀痰吸引等研修の修了証明書
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号研修修了者)」(第5号様式)を、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第三号研修修了者)」(第5号様式の3)に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」(第6号様式)により登録する。
- 一 法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者という。」)の氏名及び生年月日
 - 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
 - 三 その他必要な事項

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第8条 法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。)の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

- 2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第1項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号研修修了者)」(第5号様式の2)を、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定

行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（第5号様式の4）に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（第6号様式）により登録する。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

- 3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第12条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第9条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

（認定特定行為業務従事者の死亡等届出）

第10条 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、省令附則第8条の2の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者その他知事が適当と認めた者
 - 二 法附則第11条第3項第一号に該当するに至った場合は、当該認定特定行為業務従事者、同居の親族、法定代理人その他知事が適当と認めた者
 - 三 法附則第11条第3項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合は、当該認定特定行為業務従事者、法定代理人その他知事が適当と認めた者
- 2 前項の届出（同項第一号に掲げる者による届出に限る。）には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第11条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(第10号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

一 法附則第11条第3項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(第10号様式の2)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(第10号様式の3)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第12条 第7条、第8条、第20条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第13条 法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」(第12号様式の2)

四 「登録研修機関登録適合書類」(第12号様式の3)

五 省令附則第14条に規定される業務規程

六 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

七 「研修修了証明書」(別添様式3)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条の各号のいずれにも該当しないとき

は、知事は法附則第 15 条第 2 項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」（第 13 号様式）に次に掲げる事項を記載して登録し、別添様式 4 により登録者に通知する。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 喀痰吸引等研修の課程

（登録研修機関の登録の更新等）

第 14 条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第 2 項各号（第一号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第 16 条及び施行令附則第 6 条の規定に基づき、5 年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」（第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 登録研修機関が、第 1 項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

4 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第 18 条及び第 19 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（第 15 号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第 15 条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第 13 条第 1 項第七号の「研修修了証明書」（別添様式 3）を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、定期的に県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止）

第 16 条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第 20 条及び省令附則第 15 条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（第 16 号様式）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出について、廃止しようとするときにあっては、省令附則第 11 条第 2 項第六号に基づき作成した研修修了者一覧表を添付しなければならない。

（適合命令）

第17条 知事は、登録研修機関が法附則第15条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第21条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第18条 知事は、登録研修機関が法附則第17条の規定に違反していると認めるときは、法附則第22条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第19条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第23条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第14条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第18条から第20条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第21条の規定による適合命令又は法附則第22条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、別添様式5により登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付申請)

第20条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第4条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書」（第17号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（第4号様式の3）
- 三 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容・研修時間を示す書類
- 四 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書」（第17号様式の2）
- 五 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書」（第17号様式の3）
- 六 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書」（第17号様式の4）

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引

等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（第18号様式）又は「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（第18号様式の2）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（第6号様式）により登録する。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

（公示）

第21条 知事は次の各号に該当するときは、法第48条の8又は法附則第24条の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

- 一 登録をしたとき
 - 二 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき
 - 三 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届出があったとき
 - 四 法第48条の7の規定による登録の取消又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき
 - 五 法附則第23条の規定による登録の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
- 2 前項第四号及び第五号の公示は、県報に登載して行うものとし、その他は県庁ホームページ等により周知する。

（帳簿の備付け等）

第22条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（報告）

第23条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第24条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録

特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第25条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- 一 第2条、第3条、第4条、第13条、第14条において規定する登録、更新、変更にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。
- 二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる関係書類は、5年間保存する。
- 2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。
- 3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

附 則 この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和4年11月1日から施行する。